

支出元独立行政法人の名称	支出元独立行政法人の法人番号	物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	契約の相手方の法人番号	随意契約によることとした業務方法書又は会計規定等の根拠規定及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再開標の役員の数	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直し場合その内容)	継続支出の有無
												公益法人の区分		応札・応募者数			
												国認定	都道府県認定				
独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構	4020005004767	相鉄・東急直通線、電車線性能確認試験・軌条漏洩電流試験	独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構 契約担当役 東京支社長 夢沼隆正 東京都港区芝公園2-4-1	令和4年4月1日	公益財団法人 鉄道総合技術研究所 東京都分寺市光町二丁目8番地38	3012405002559	【特命】 左記の者以外では契約の目的を達することができないため、契約事務規程第38条第1項第1号工の規定を適用し、随意契約を締結したものである。	-	37,290,000	-	-	公財	国認定	1	本業務は、相鉄・東急直通線の完成に際して、実車走行試験を始めた各種の試験を行い、電車線路の性能及び機能について確認並びに評価を行うものである。本業務の実施にあたっては、電車線路の専門的知識、各種試験解析の経験、高度な技術能力が必要となる。研究開発業務等に多くの実績があり、当該業務のうち各種試験に対する理論・評価等に関する技術を唯一有する機関であることから公益財団法人鉄道総合技術研究所との契約が不可欠である。以上の事由により、同者を契約の相手方として随意契約することが妥当と判断した。 なお、過去の同種業務においては、平成24年度より同者を特定者として参加者の有無を確認する公募手続きを行ったが、同者以外の応募はない状況であった。よって、他に同種業務を実施できる者がなく、特定の専門機関と契約することが明らかに合理的であると認められるため、「参加者の有無を確認する公募手続きの見直しについて(通知)」(H27.12.15経企第151215001号)に基づき、同者を相手方として随意契約の手続きを行うこととした。	有	
独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構	4020005004767	新幹線防振結軌道の振動低減効果の研究(令和4年度)	独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構 契約担当役 九州新幹線建設局長 瓜生良知 福岡県福岡市博多区祇園町2-1	令和4年4月7日	公益財団法人 鉄道総合技術研究所 東京都分寺市光町二丁目8番地38	3012405002559	【特命】 左記の者以外では契約の目的を達することができないため、契約事務規程第38条第1項第1号工の規定を適用し、随意契約を締結したものである。	-	60,060,000	-	-	公財	国認定	1	本業務は、防振結軌道の振動低減効果の確認並びに防振結軌道の振動予測解析を確立することを目的としており、防振結軌道に関する高度な専門知識を有し、また、防振結軌道に関する技術開発及びその振動予測など、これまでの豊富な経験に基づく高度な技術力を有するものだければ実施できない。また、過去の同種契約においては、鉄道総研を特定者として参加者の有無を確認する公募手続きを実施してきたが、その結果、他に参加者はいない状況であったため、本検討を実施できる唯一の者と判断し、随意契約を行った。	無	
独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構	4020005004767	九州新幹線(西九州)、武雄温泉・長時間電磁誘導電圧測定調査及び評価	独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構 契約担当役 東京支社長 夢沼隆正 東京都港区芝公園2-4-1	令和4年4月11日	公益財団法人 鉄道総合技術研究所 東京都分寺市光町二丁目8番地38	3012405002559	【特命】 左記の者以外では契約の目的を達することができないため、契約事務規程第38条第1項第1号工の規定を適用し、随意契約を締結したものである。	-	10,021,000	-	-	公財	国認定	1	本業務は、九州新幹線(武雄温泉・長崎間)における列車走行時、通信ケーブルに誘起する電磁誘導電圧及び変電所における負荷電流値、等価妨害電流値測定並びに波形を測定し、予測算値との評価を行うものである。本業務の実施にあたっては、新幹線における通信線路設備に関する専門的知識、調査・評価等に関する高度な技術及び各種試験解析の実績が必要となる。なお、過去の同種業務においては、鉄道総研を特定者として参加者の有無を確認する公募手続きを行ったが、鉄道総研以外の応募はない状況であった。よって、他に同種業務を実施できる者がなく、特定の専門機関と契約することが明らかに合理的であると認められるため、「参加者の有無を確認する公募手続きの見直しについて(通知)」(H27.12.15経企第151215001号)に基づき、鉄道総研を相手方として随意契約の手続きを行うこととした。	有	
独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構	4020005004767	盛土材料の適用範囲の拡大に関する研究R4	独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構 契約担当役 北海道新幹線建設局長 竹津英二 北海道札幌市中央区北2条西1丁目	令和4年5月31日	公益財団法人 鉄道総合技術研究所 東京都分寺市光町二丁目8番地38	3012405002559	【特命】 左記の者以外では契約の目的を達することができないため、契約事務規程第38条第1項第1号工の規定を適用し、随意契約を締結したものである。	-	25,960,000	-	-	公財	国認定	1	本業務は、北海道新幹線(新函館北斗・札幌間)のトンネル建設発生土を土構造物に適用するための材料・施工管理指標の提案及び適用フローの作成を目的としている。 実施にあたっては、土構造物に関する鉄道構造物等設計標準(以下、鉄道標準)に精通し、各種試験結果の評価・分析に関する専門的知識や実績が不可欠であり、極めて専門性の高い調査研究等業務である。 公益財団法人鉄道総合技術研究所(以下「鉄道総研」という。)は、日本国有鉄道改革法(昭和61年法律第87号)第11条第1項の試験研究に関する業務を引き継ぐ法人として、鉄道技術等に関する基礎から応用につながる総合的な研究開発、調査等を行う法人であり、「鉄道構造物等設計標準」(以下「鉄道標準」という。)を編纂するなど鉄道標準に精通しており、本業務の実施に必要なトンネル建設発生土を鉄道土構造物に適用するための材料・施工管理指標の提案並びに適用フロー作成を行う能力を有する唯一の機関であると考えられる。 なお、過去の同種業務においては、鉄道総研を特定者として参加者の有無を確認する公募手続きを行ったが、鉄道総研以外の応募はない状況であった。よって、他に同種業務を実施できる者がなく、特定の専門機関と契約することが明らかに合理的であると認められるため、「参加者の有無を確認する公募手続きの見直しについて(通知)」(H27.12.15経企第151215001号)に基づき、鉄道総研を相手方として随意契約の手続きを行うものとする。	無	

支出元独立行政法人の名称	支出元独立行政法人の法人番号	物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	契約の相手方の法人番号	随意契約によることとした業務方法書又は会計規定等の根拠規定及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再見積の枚数	公益法人の場合			備考	最終支出の有無
												公益法人の区分	国認定・都道府県認定の区分	応札・応募者数		
独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構	4020005004767	青函トンネル、防災システム開発R4	独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構 契約担当役 北海道新幹線建設局長 竹津英二 北海道札幌市中央区北2条西1丁目	令和4年6月2日	公益財団法人 鉄道総合技術研究所 東京都国分寺市光町二丁目8番地38	3012405002559	【特命】 左記の者以外では契約の目的を達することができなため、契約事務規程第38条第1項第1号工の規定を適用し、随意契約を締結したものである。	-	279,400,000	-	-	公財	国認定	1	有	青函トンネル地震防災システムについては、学識経験者（国土交通省職員、北海道からなる「青函トンネル地震防災機構WG」）により、平成29年度から「改修方針」について審議しておりシステムの簡素化とともに新幹線地震システムとの役割を明確化した改修が求められている。 本業務は、地震監視システム・トンネル工工工計及び湧水量検知装置で構成される青函トンネル地震防災システムについて、今後のシステム更新に向け、製作（工工工計・アンプ・湧水計）、運工工工計カバ―詳細設計、監視システム詳細設計（運工工工計・湧水）、監視システム仕様検討、地震監視システムネットワーク構成検討などを現況調査を含め行うものである。この業務を効率的かつ円滑に遂行するためには、青函トンネル地震防災システムに関する専門的知識・経験及び高度な技術的知見が要とされる。 公益財団法人鉄道総合技術研究所（以下「鉄道総研」という）は、鉄道技術等に関する専門的知識、高度な技術力及び豊富な実績を有する。また、青函トンネル地震防災システムを当初開発した当事者であり、平成30年度に開発した工工工計の基本設計を実施していることから、この業務を効率的かつ円滑に遂行する唯一無二の機関である。なお、過去の同種業務においては、参加者の有無を確認する公募手続きを行ったが、鉄道総研以外の応募はない状況であった。よって他に同種業務を実施できる者がなく、特定の専門機関と契約することが明らかに合理的であると認められるため、「参加者の有無を確認する公募手続きの見直しについて」（通知）』（H27.12.15経企第151215001号）に基づき、鉄道総研を相手方として随意契約の手続きを行った。
独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構	4020005004767	盤ぶくれ対策における地山評価手法に関する研究R4	独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構 契約担当役 北海道新幹線建設局長 竹津英二 北海道札幌市中央区北2条西1丁目	令和4年6月8日	公益財団法人 鉄道総合技術研究所 東京都国分寺市光町二丁目8番地38	3012405002559	【特命】 左記の者以外では契約の目的を達することができなため、契約事務規程第38条第1項第1号工の規定を適用し、随意契約を締結したものである。	-	11,660,000	-	-	公財	国認定	1	有	本業務は、盤ぶくれが発生した箇所等のデータ整理及び解析を実施し、盤ぶくれの発生が懸念される地山に対する新たな評価手法の検討を行い、トンネルの盤ぶくれ対策における地山評価手法を再検討することを目的とする。 実施にあたっては、トンネルに関する鉄道構造物等設計標準に精通し、トンネル盤ぶくれ対策に関する専門的知識や実績があることが不可欠であり、極めて専門性の高い調査研究等である。 公益財団法人鉄道総合技術研究所（以下「鉄道総研」という）は、日本国有鉄道改革法（昭和61年法律第87号）第11条第1項の試験研究に関する業務を引き継ぐ法人として、鉄道技術等に関する基礎から応用に至る総合的な研究開発、調査等を行う法人であり、「鉄道構造物等設計標準・同解説（都市部山岳工法トンネル）国土交通省鉄道局監修・鉄道総合技術研究所編（H12年5月）」、「鉄道構造物等設計標準・同解説（シールドトンネル）国土交通省鉄道局監修・鉄道総合技術研究所編（H14年12月）」を編纂するなどトンネルに関する鉄道構造物等設計標準に精通し、インパートによるトンネルの盤ぶくれ対策を含む鉄道技術における学術的・技術的な業務の実績があり、本業務を実施するに当たり必要な専門的知識・経験及び高度な技術力を有する唯一の機関であると考えられる。 なお、過去の同種業務においては、鉄道総研を特定した者として参加者の有無を確認する公募手続きを行ったが、鉄道総研以外の応募はない状況であった。 よって他に同種業務を実施できる者がなく、特定の専門機関と契約することが明らかに合理的であると認められるため、「参加者の有無を確認する公募手続きの見直しについて」（通知）』（H27.12.15経企第151215001号）に基づき、鉄道総研を相手方として随意契約の手続きを行うものとする。
独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構	4020005004767	鉄道長大橋における混合構造の接合部に関する研究	独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構 契約担当役 北海道新幹線建設局長 鎌賀正明 福井県福井市大手2-7-15	令和4年8月1日	公益財団法人 鉄道総合技術研究所 東京都国分寺市光町二丁目8番地38	3012405002559	左記の者以外では契約の目的を達することができなため、契約事務規程第38条第1項第1号工の規定を適用し、随意契約を締結したものである。	-	11,990,000	-	-	公財	国認定	1	有	本業務は、鉄道構造物の設計思想に基づいて、鉄道橋（構造物）としての混合構造全体の設計手法を検討し、接合部の設計方針（手法）の検証を行うものである。そのため、実施者は鉄道構造物の設計思想を十分に理解したうえで、検討の各過程で得られる結果の妥当性の判断ができ、且つ最終的に得られた結果を評価できる者である必要がある。 公益財団法人鉄道総合技術研究所（以下「鉄道総研」という）は、日本国有鉄道改革法（昭和61年法律第87号）第11条第1項の試験研究に関する業務を引き継ぐ法人として、鉄道技術等に関する基礎から応用に至る総合的な研究開発、調査等を行う法人であり、鉄道構造物等設計標準の設計思想を定めることに深く関与している機関であることから、その思想に基づいて過去に例のない構造の設計手法の検討・検証を進めていくには、唯一の機関である。また、鉄道技術における学術的・技術的な業務の実績も多数あり、本業務を実施するに当たり必要な専門的知識・経験および高度な技術力を有する唯一の機関であると考えられる。 よって他に同種業務を実施できる者がなく、特定の専門機関と契約することが明らかに合理的であると認められるため、「参加者の有無を確認する公募手続きの見直しについて」（通知）』（H27.12.15経企第151215001号）に基づき、鉄道総研を相手方として随意契約の手続きを行うものとする。

支出元独立行政法人の名称	支出元独立行政法人の法人番号	物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	契約の相手方の法人番号	随意契約によることとした業務方法書又は会計規定等の根拠規定及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再取戻の枚数の数	公益法人の場合			備考	最終結果 (見直し場合はその内容)	継続支出の有無
												公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分	応札、応募者数			
独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構	4020005004767	積雪地における軌道スラブの検討	独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構 契約担当 北海道新幹線建設局長 竹津英二 北海道札幌市中央区北2条西1丁目	令和4年8月10日	公益財団法人 鉄道総合技術研究所 東京都分寺市光町二丁目8番地38	3012405002559	【特命】 左記の者以外では契約の目的を達することができないため、契約事務規程第38条第1項第1号工の規定を適用し、随意契約を締結したものである。	-	90,420,000	-	-	公財	国認定	1	本業務は、積雪地の明かり区間において、平板軌道スラブのCAモルタル部分支保及びU形軌道スラブの採用を検討するために、降雪、積雪及び凍結による軌道スラブへの影響について、現地検証試験及び室内試験を実施する業務である。 現地検証試験及び室内試験に関しては、鉄道のスラブ軌道に関する高度な技術的知見の他、気象条件が及ぼす積雪への影響を熟知し、想定される影響を考察する気象防災に関する高度な知見が不可欠である。 公益財団法人鉄道総合技術研究所(以下「鉄道総研」といふ)は、日本国鉄道改革法(昭和61年法律第87号)第11条第15項の試験研究に関する業務を引き継ぐ法人として、鉄道技術等に関する基礎から応用までの総合的な研究開発、調査等を行う法人であり、軌道積雪の検討に関する専門的知識・経験及び高度な実績を有している。 なお、過去の同種業務において、鉄道総研を特定の者として参加者の有無を確認する公募手続きを行ったが、鉄道総研以外の応募はない状況であった。 よって、他に同種業務を実施できる者がなく、特定の専門知識と契約することが、明らかに合理的であると認められるため、「参加者の有無を確認する公募手続きの見直しについて(通知)」(H27.12.15経余第151215001号)に基づき、鉄道総研を相手方として随意契約の手続きを行うものとする。	無	
独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構	4020005004767	北海道新幹線、き電設備の検討	独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構 契約担当 東京支社長 藤沼慶正 東京都港区芝公園2-4-1	令和4年8月30日	公益財団法人 鉄道総合技術研究所 東京都分寺市光町二丁目8番地38	3012405002559	【公募】 左記業者を特定者として公募手続きを行ったところ、要件を満たす参加希望者がなく左記業者が本業務の唯一の契約相手方であることが確認されたことから、契約事務規程第38条第1項第1号工の規定を適用し、随意契約を締結したものである。	-	11,000,000	-	-	公財	国認定	1	本業務は、北海道新幹線(新函館北4・札幌間)において、き電設備に想定される課題とその対策について、き電延長も考慮した上で検討を行うものである。 北海道新幹線(新函館北4・札幌間)のその2認可にむけて、変電ロケーションにおける各変電所からの設備計画の高度化を行うにあたり、き電長時のフェラシテ現象による電車線電圧の上昇、AT間隔長大区間のレール電位、き電長時の故障検出の可否及び高調波共振抑制装置の設置について検討を行う必要がある。本業務の実施にあたっては、新幹線におけるき電回路の専門的知識・経験、高度な技術能力が必要であるとともに、交流き電回路設備のき電方式の研究及び各種試験解析の経験が不可欠である。当該支出に係る競争性を高めるための参加意思確認書の提出を求める公示を行ったものの、要件を満たす参加希望者がなく同業者が本業務の唯一の契約相手方であることが確認されたため、同者と随意契約したものである。	有	
独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構	4020005004767	相鉄・東急直通線、き電設備の電力特性試験	独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構 契約担当 東京支社長 藤沼慶正 東京都港区芝公園2-4-1	令和4年8月30日	公益財団法人 鉄道総合技術研究所 東京都分寺市光町二丁目8番地38	3012405002559	【公募】 左記業者を特定者として公募手続きを行ったところ、要件を満たす参加希望者がなく左記業者が本業務の唯一の契約相手方であることが確認されたことから、契約事務規程第38条第1項第1号工の規定を適用し、随意契約を締結したものである。	-	12,980,000	-	-	公財	国認定	1	本業務は、相鉄・東急直通線の完成に際して、き電システムとしての各種の試験を行い、性能および機能について、確認及び評価を行うものである。加圧後において電力特性試験として、回生インバーターからの高調波の測定、列車走行時における変電所等の電力特性(電圧、電流)の測定を行いこれらの評価を行う。 本業務の実施にあたっては、在来鉄道におけるき電回路の専門的知識・経験、高度な技術能力が必要であるとともに、直流き電変電所設備の電力特性の試験、研究及び評価に関する業務の経験が不可欠である。当該支出に係る競争性を高めるための参加意思確認書の提出を求める公示を行ったものの、要件を満たす参加希望者がなく同業者の唯一の契約相手方であることが確認されたため、同者と随意契約したものである。	有	
独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構	4020005004767	北陸新幹線、金沢・敦賀間速度向上試験他	独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構 契約担当 北陸新幹線建設局長 緒貫正明 福井県福井市大手2-7-15	令和4年9月13日	公益財団法人 鉄道総合技術研究所 東京都分寺市光町二丁目8番地38	3012405002559	【特命】 左記の者以外では契約の目的を達することができないため、契約事務規程第38条第1項第1号工の規定を適用し、随意契約を締結したものである。	-	96,250,000	-	-	公財	国認定	1	本業務は、北陸新幹線、金沢・敦賀間の供用開始に向けて、分岐器及び伸縮継目の設置状況を検査・機能確認・評価すること、また高速度試験列車を使用し、車両の走行安全性及び軌道の仕上がり状態の確認及び解析・評価することを目的としている。この目的の達成のためには、新幹線の軌道構造、軌道管理に関する、高度な技術や専門的な知識・ノウハウを有し、特殊な解析を行い検討する必要がある。 公益財団法人鉄道総合技術研究所(以下、「鉄道総研」といふ)は、鉄道の将来に向けた研究開発、鉄道のニーズに基づいた実用的な技術開発、鉄道に関する諸現象解明のための基礎研究を行う法人であり、本業務に必要な高度な技術、専門的知識・ノウハウ及び特殊な解析技術等を有し、豊富な実績を持っている。 また、これまで行ってきた軌道関係の同様な各種検討業務において、参加者の有無を確認する公募手続きを実施してきたが、公募の結果、下記のとおり他の参加者はいなかったことから、本業務を実施できる唯一の者は「鉄道総研」と判断した。 以上より、本業務においては「鉄道総研」として随意契約を行うものとした。	無	

支出元独立行政法人の名称	支出元独立行政法人の法人番号	物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	契約の相手方の法人番号	随意契約によることとした業務方法書又は会計規定等の根拠規定及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再見積の枚数	公益法人の場合			備考	最終結果 (見直し場合はその内容)
												公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分	応札、応募者数		
独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備 支援機構	4020005004767	理性まぐらぎ埋込形軌道スラブの 改良検討	独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構 契約担当役 北海道新幹線建設局長 竹津英二 北海道札幌市中央区北2条西1丁目	令和4年10月21日	公益財団法人 鉄道総合技術研究所 東京都国分寺市光町二丁目8番地 38	3012405002559	【特命】 左記の者以外では契約の目的を達することができないため、契約事務規程第38条第1項第1号エの規定を適用し、随意契約を締結したものである。	-	20,570,000	-	-	公財	国認定	1		本業務は、北海道新幹線(新函館北斗-札幌間)の騒音・振動対策に使用予定である理性まぐらぎ埋込形軌道スラブの経済性向上を目的とした検討及び設計を行う業務である。 業務の実施に関しては、鉄道の軌道スラブ及び弾性まくらぎに関する高度な技術的見識が不可欠である。 公益財団法人鉄道総合技術研究所(以下「鉄道総研」とい)は、日本国有鉄道改革法(昭和61年法律第87号)第11条第1項の試験研究に関する業務を引き継ぐ法人として、鉄道技術等に関する基礎から応用につながる総合的な研究開発、調査等を行う法人であり、鉄道構造の検討に関する専門的知識・経験及び高度な実績を有している。 また、弾性まくらぎ埋込形軌道スラブの原形となる弾性まくらぎ直線軌道は、鉄道総研が開発した軌道構造であり、まくらぎが受ける構荷重を効率的に伝達することで受け止める構造は、鉄道総研の特許(特許6407796)である。 なお、過去の同種業務において、鉄道総研を特定の者として参加者の有無を確認する公募手続を行ったが、鉄道総研以外の応募はない状況であった。 よって、他に同種業務を実施できる者がなく、特定の専門機関と契約することが、明らかに合理的であると認められるため、「参加者の有無を確認する公募手続後の見直しについて(通知)」(H27.12.15経企第151215001号)に基づき、鉄道総研を相手方として随意契約の手続きを行うものとする。
独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備 支援機構	4020005004767	線路周辺画像解析システムを用いた 建築限界測定	独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構 契約担当役 北陸新幹線建設局長 崎貫正明 福井県福井市大手2-7-15	令和4年11月7日	公益財団法人 鉄道総合技術研究所 東京都国分寺市光町二丁目8番地 38	3012405002559	【特命】 左記の者以外では契約の目的を達することができないため、契約事務規程第38条第1項第1号エの規定を適用し、随意契約を締結したものである。	-	13,420,000	-	-	公財	国認定	1		北陸新幹線(金沢-敦賀間)の建築限界測定において、画像解析システムを用い、測定結果を3次元データで保存することにより、監査・検査業務への活用を図ることを目指している。本業務は試験的に測定を行うことで精度・測定速度、必要照度などの事前確認を目的としている。 本業務の実施にあたっては、受託者が鉄道構造物の設計・施工等に関して専門的な知識・経験を有し、新設構造物および附属設備並びに建築限界の特性を熟知している必要がある。また、使用するシステムについては、新設建設における開業監査・検査時の建築限界測定、または営業線の線路監視・保守業務等に使用できる高い精度が求められるシステムである必要がある。 公益財団法人鉄道総合技術研究所(以下「鉄道総研」とい)は、鉄道技術に関する基礎から応用につながる総合的な研究開発、調査等を行う法人であり、新設構造物および附属設備並びに建築限界の特性を熟知している。また、鉄道構造物の維持管理技術に関する研究において、線路周辺画像解析エンジン(以下、「解析システム」とい)を開発し、実用化している。本解析システムは、作業車両の前面に設置したカメラからの撮影画像から建築限界支障物を検知することができ、目付、測定結果を3次元データとして保存することにより、開業後の管理業務にも活用することができることから、2020年度からJR九州の在来線にて本邦適用されている。本解析システムに関するシステムは他になく、本解析システムの特許権を有する鉄道総研と随意契約を行ったものである。
独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備 支援機構	4020005004767	北海道新幹線、新青森-新函館 北斗間における雪の舞上り量等 測定調査及び評価	独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構 契約担当役 北海道新幹線建設局長 竹津英二 北海道札幌市中央区北2条西1丁目	令和4年12月1日	公益財団法人 鉄道総合技術研究所 東京都国分寺市光町二丁目8番地 38	3012405002559	【特命】 左記の者以外では契約の目的を達することができないため、契約事務規程第38条第1項第1号エの規定を適用し、随意契約を締結したものである。	-	43,780,000	-	-	公財	国認定	1		本業務は、青函共用走行明かり区間における列車速度の高速度化に向けて、列車速度が異なる地点ごとに雪の舞上り量、積雪量の測定及び気象観測を実施し、高速走行時の観測値を推定するための基礎データを取得することを目的とする。 北海道新幹線は、非常に厳しい寒冷・多雪地域である事に加え、青函共用走行明かり区間における三輪軌道区間においては、狭軌軌道と標準軌道間隔の取替が難しく、舞上った雪の車両着雪が懸念されており、260km/hの高速走行を実現するためには、列車速度、検査方式が異なる区間ごとに雪の舞上り量と車両着雪量を評価することが必要となる。 本業務は専門性の高い調査研究業務であり、鉄道の気象条件や雪害対策に精通し、鉄道構造物に対する調査の経験や既往の新幹線における降雪技術の方法・実績等に関する十分な専門的知識、高度な技術的知識が不可欠である。 公益財団法人鉄道総合技術研究所(以下「鉄道総研」とい)は、日本国有鉄道改革法(昭和61年法律第87号)第11条第1項の試験研究に関する業務を引き継ぐ法人として、鉄道技術等に関する基礎から応用につながる総合的な研究開発及び調査等を行う法人であり、鉄道の気象防災における学術的・技術的な業務の経験や実績がある事から、本業務を実施するにあたり必要な専門的知識・経験及び高度な技術力を有する唯一の機関であると考えられる。 なお、過去の同種業務において、鉄道総研を特定の者として参加者の有無を確認する公募手続を行ったが、鉄道総研以外の応募はない状況であった。 よって、他に同種業務を実施できる者がなく、特定の専門機関と契約することが、明らかに合理的であると認められるため、「参加者の有無を確認する公募手続後の見直しについて(通知)」(H27.12.15経企第151215001号)に基づき、鉄道総研を相手方として随意契約の手続きを行うものとする。

支出元独立行政法人の名称	支出元独立行政法人の法人番号	物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	契約の相手方の法人番号	随意契約によることとした業務方法書又は会計規定等の根拠規定及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	最終結果 (見直す場合はその内容)	
												公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分	応札、応募者数		継続支出の有無	
独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備 支援機構	4020005004767	北陸新幹線、電力特性試験	独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構 契約担当役 東京支社長 夢沼慶正 東京都港区芝公園2-4-1	令和4年12月22日	公益財団法人 鉄道総合技術研究所 東京都国分寺市光町二丁目8番地 38	3012405002559	【特命】 左記の者以外では契約の目的を達することができないため、契約事務規程第38条第1項第1号工の規定を適用し、随意契約を締結したものである。	-	153,890,000	-	-	公財	国認定	1	本業務は、北陸新幹線(金沢・敦賀間)の完成に際して、線路定数試験を始めとした交流電システムとしての各種の試験を行い、性能及び機能について確認並びに評価を行うものである。本業務の実施にあたっては、新幹線における電回路の専門的知識・経験、高度な技術能力が必要であるとともに、交流電電回路設備のき電方式の研究及び各種試験解析の経験が必要不可欠である。研究開発業務等に多くの実績があり、当該業務のうち各種試験に対する確認・評価等に關する技術を唯一有する機関であることから公益財団法人鉄道総合技術研究所との契約が不可欠である。以上の事由により、同者を契約の相手方とし、随意契約することが妥当と判断した。 なお、過去の同種業務においては、同者を特定者として参加者の有無を確認する公募手続きを行ったが、同者以外の応募はない状況であった。 よって、他に同種業務を実施できる者がなく、特定の専門機関と契約することが明らかに合理的であると認められるため、「参加者の有無を確認する公募手続きの見直しについて(通知)」(H27.12.15経余第151215001号)に基づき、同者を相手方として随意契約の手続きを行うこととした。	有	
独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備 支援機構	4020005004767	CAモルタル注入厚核討	独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構 契約担当役 北海道新幹線建設局長 竹津英二 北海道札幌市中央区北2条西1丁目	令和5年3月30日	公益財団法人 鉄道総合技術研究所 東京都国分寺市光町二丁目8番地 38	3012405002559	【特命】 左記の者以外では契約の目的を達することができないため、契約事務規程第38条第1項第1号工の規定を適用し、随意契約を締結したものである。	-	41,140,000	-	-	公財	国認定	1	本業務は、スラブ軌道でん充層(CAモルタル)の厚さが基準の下限値よりも薄い状態に対する安全性を確認する事により、下限値以下のでん充層厚さを許容し、工区全体の平均注入厚さを小さくすることで、北海道新幹線におけるコスト削減を目的とする業務である。 業務の実施に關しては、新幹線のスラブ軌道及びでん充層であるCAモルタルに關する高度な技術的知見が不可欠である。 「公益財団法人鉄道総合技術研究所(以下「鉄道総研」といふは、日本国有鉄道改革法(昭和61年法律第87号)第11条第1項の試験研究に關する業務を引き継ぐ法人として、鉄道技術等に關する基礎から応用にわたる総合的な研究開発、調査等を行う法人であり、軌道構造の検討に關する専門的知識・経験及び高度な実績を有している。 また、新幹線スラブ軌道でん充層であるCAモルタルの開発と注入厚さ基準値の設定は鉄道総合技術研究所の前身である鉄道技術研究所が行ったものである。 なお、過去の同種業務(軌道構造の立たる部分に係る)において、鉄道総研を特定者として参加者の有無を確認する公募手続きを行ったが、鉄道総研以外の者の応募はない状況であった。 よって、他に同種業務を実施できる者がなく、特定の専門機関と契約することが、明らかに合理的であると認められるため、「参加者の有無を確認する公募手続きの見直しについて(通知)」(H27.12.15経余第151215001号)に基づき、鉄道総研を相手方として随意契約の手続きを行うものとする。	無	

(注1)公益法人の区分において、「公財」は「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は「特別財団法人」、「特社」は「特別社団法人」をいう。

(注2)必要があるときは、各欄の記置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所定の調整を加えることができる。